

入間市地区体育施設等指定管理者募集要項

入 間 市

令和2年7月

目 次

1	指定管理者制度導入の目的	p 1
2	施設の概要	p 1
3	管理の基準	p 5
4	業務内容	p 7
5	経費等に要する事項	p 7
6	指定管理料	p 8
7	指定期間	p 8
8	指定管理者と市との業務役割分担	p 9
9	指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	p 9
10	特記事項	p 10
11	申請の資格	p 10
12	提出書類	p 11
13	指定管理者の公募手続き	p 13
14	選定方法	p 16
15	選定結果及び指定の通知等	p 20
16	協定の締結	p 20
17	保険への加入	p 21
18	その他	p 22
19	問い合わせ	p 22

[添付資料]

別紙資料

(別紙1) 入間市地区体育施設等現地説明会参加申込書

(別紙2) 入間市地区体育施設等指定管理者募集要項等に関する質問票

入間市地区体育施設等指定管理者募集要項

1 指定管理者制度導入の目的

平成15年6月に地方自治法の一部改正が行われ、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより市民サービスの向上と経費の削減を図るため、指定管理者制度が導入されました。

本要項は、「入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第25号）」に基づき、下記施設の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

「入間市地区体育施設設置及び管理条例」をはじめとする関係例規、並びに「入間市地区体育施設等指定管理者業務仕様書」を十分理解の上、本要項に基づく提案の提出をお願いいたします。

2 施設の概要

(1) 名称

入間市藤沢地区体育館

入間市東金子地区体育館

入間市西武地区体育館

入間市黒須地区体育館

入間市宮寺地区体育館

(2) 基本方針

入間市地区体育施設等は昭和62年から平成5年にかけて市内5地区に建設され、「スポーツの振興を図るため」（地区体育施設設置及び管理条例第1条）、地域の生涯スポーツの推進拠点として、主に地区住民のスポーツ・レクリエーションの利用に供する公の施設です。

施設運営の特色としては、市、指定管理者とともに、地区体育協会や利用団体を中心とした地区体育施設等運営委員会（以下、「運営委員会」という。）との協働により、地区のニーズに即した柔軟な運営を目指しています。

また、市のスポーツ施策の指針である「入間市スポーツ推進計画」（計画期間：平成27年度～令和3年度）では、市民の誰もが生涯に渡りスポーツを楽しみ、心身ともに健康で豊かな生活の実現を目指し、基本目標として週1回以上のスポーツ実施率（成人）50%以上を目標として掲げており、地区体育施設等にも運動習慣の無い地区住民のためのきっかけ作りとなる取組みが求められています。

なお、施設は建設から約30年を経過し、雨漏りや設備等に不具合等があるため、令和3年度以降は、全ての地区体育施設等の非構造部材の耐震化及び長寿命化に向けて、改修工事の実施を予定しています。

今回の指定管理者募集にあたり、施設の特性をふまえ、適正な維持管理や快適な施設提

供、地区のニーズを反映した利用者増加の取組み、地区住民のスポーツ活動を促進する魅力的な事業実施、地区の運営委員会との効果的な協働の取組みなど、指定管理者の実績を生かした費用対効果の高い管理運営を期待します。

(3) 施設概要

名称	入間市藤沢地区体育館
所在地	入間市大字下藤沢988番地1
施設概要	敷地面積 11,610.86㎡ (うち借地面積6,660㎡) 建物構造 鉄筋造 地上2階建 建築面積 1,135.77㎡ 延床面積 1,254.98㎡
竣工年月	昭和62年3月
年間利用者数 (延人数)	平成29年度 48,410人 平成30年度 47,283人 令和1年度 42,038人
施設内容	【主競技場棟】 1階：主競技場、用具庫、事務室、更衣室（男女各1ヶ所）、 便所（男女各1ヶ所）、外便所（男女各1ヶ所）、玄関 2階：卓球場、キャットウォーク 【屋外】 付随施設：テニスコート（2面、クレーコート）、グラウンド（ソフト ボール場1面） 駐車場（40台）、第2駐車場（10台）、 ポンプ庫（床面積7.52㎡）

名称	入間市東金子地区体育館
所在地	入間市大字小谷田371番地
施設概要	敷地面積 4,002.00㎡ (うち借地面積1,627㎡) 建物構造 鉄筋造 地上2階建 建築面積 1,143.42㎡ 延床面積 1,264.98㎡
竣工年月	昭和63年3月
年間利用者数 (延人数)	平成29年度 29,823人 平成30年度 27,997人 令和1年度 26,449人

施設内容	<p>【主競技場棟】</p> <p>1階：主競技場、用具庫、事務室、更衣室（1ヶ所）、 便所（男女各1ヶ所）、手洗い場（1ヶ所）、玄関</p> <p>2階：卓球場、キャットウォーク</p> <p>【屋外】</p> <p>付随施設：テニスコート（1面、ハードコート） 駐車場（34台）、ポンプ庫（床面積7.52㎡） 浄化槽</p>
------	--

名称	入間市西武地区体育館
所在地	入間市大字野田1134番地57
施設概要	敷地面積 20,861.44㎡（うち老人憩いの家405.36㎡） 建物構造 鉄筋造 地上2階建 建築面積 1,143.42㎡ 延床面積 1,258.50㎡
竣工年月	平成元年3月
年間利用者数 （延人数）	平成29年度 30,530人 平成30年度 29,921人 令和1年度 33,062人
施設内容	<p>【主競技場棟】</p> <p>1階：主競技場、用具庫、事務室、更衣室（1ヶ所）、 便所（男女各1ヶ所）、手洗い場（1ヶ所）、玄関</p> <p>2階：キャットウォーク 他</p> <p>【屋外】</p> <p>付随施設：多目的広場（1ヶ所） 駐車場（44台）、ポンプ庫（床面積7.52㎡）</p>

名称	入間市黒須地区体育館
所在地	入間市鍵山三丁目10番20号
施設概要	敷地面積 2,644.92㎡ 建物構造 鉄筋造 地上2階建 建築面積 1,143.42㎡ 延床面積 1,250.98㎡
竣工年月	平成2年11月
年間利用者数	平成29年度 24,629人

(延人数)	平成30年度 26,616人 令和 1年度 23,605人
施設内容	【主競技場棟】 1階：主競技場、用具庫、事務室、更衣室（1ヶ所）、 便所（男女各1ヶ所）、手洗い場（1ヶ所）、玄関 2階：キャットウォーク 他 【屋外】 駐車場（25台）、ポンプ庫（床面積7.52㎡）

名称	人間市宮寺地区体育館
所在地	人間市宮寺567番地
施設概要	敷地面積 5,181.00㎡（うち借地面積1,213㎡） 建物構造 鉄筋造 地上2階建 建築面積 1,188.74㎡ 延床面積 1,216.65㎡
竣工年月	平成5年3月
年間利用者数 (延人数)	平成29年度 28,632人 平成30年度 28,197人 令和 1年度 23,466人
施設内容	【主競技場棟】 1階：主競技場、用具庫、事務室、更衣室（1ヶ所）、舞台 便所（男女各1ヶ所、多目的1ヶ所）、外便所（1ヶ所）、 手洗い場（1ヶ所）、玄関 2階：キャットウォーク 他 【屋外】 付随施設：テニスコート（1面、砂入人工芝コート）、多目的広場 駐車場（35台）、ポンプ庫（床面積7.52㎡） 浄化槽

3 管理の基準

(1) 管理の基準について

ア 地区体育施設等の使用期間及び時間

入間市地区体育施設設置及び管理条例第3条第2項の規定に基づき、使用時間は、地区体育館は午前9時から午後9時30分まで、付随施設については午前8時30分から午後4時30分となります。

なお、施設管理の都合により、使用期間及び時間を繰り上げ、又は繰り下げることができますが、その場合は、あらかじめ市の承認を得てください。

イ 休所日

入間市地区体育施設設置及び管理条例第5条の規定に基づき、地区体育施設等の休所日は、12月28日から翌年の1月4日までの日となります。

なお、指定管理者は必要があると認めるときは、市の承認を得て、臨時に休所日を定め、又は休所日に開所することができます。

(2) 個人情報保護について

個人情報の適正な管理については、入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第15条（平成17年条例第25号）の規定により、管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければなりません。

ア 個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう to してください。

イ 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損等を防止するよう努めてください。

ウ 事務事業の執行上、保有する必要がなくなった個人情報については、原則として確実かつ速やかに廃棄し、又は消去してください。

※ 個人情報管理責任者を定めてください。

(3) 情報公開について

指定管理者業務に関する情報については、入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条（平成17年条例25号）の規定により、必要な措置を講じてください。

(4) 業務の委託等について

指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、施設及び設備の維持管理、事業運営のため、業務遂行上一部の業務を委託することが必要な場合は、事前に市に書面で申請し、その承認を得れば可能とします。

(5) 保険の加入

指定管理者は、自身の責めに帰すべき事由により、第三者に損害が生じた場合に備え、必要な保険に加入してください。

(6) 関係法規等及びマニュアルの遵守

関係法令、条例及び規則を遵守するとともに、施設運営に必要な各種マニュアル等を遵守して、業務を実施してください。

なお、指定期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

(7) 管理者

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、施設を常に良好な状態に維持するよう努めてください。

(8) 緊急時の対応

指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で迅速に対応する責任を有します。施設又は施設利用者が被災した場合は、迅速かつ適切に対応し、同時に市に速やかに報告をしてください。

(9) サービスの向上

施設の快適な環境を保持し、利用者に対して常に公平、平等なサービスを実施するとともにサービスの向上に努めてください。

また、各種トラブル、苦情等には、運営委員会や市と緊密に連携しながら、迅速かつ丁寧に、責任と誠意を持って対応を図っていただきます。

(10) 指定管理者名の表示

施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、施設に指定管理者名と市の担当課の連絡先を表示してください。

例) 入間市の指定を受け、(施設名)の指定管理者として、(指定管理者名)が運営・管理しています。

(11) 文書の管理・保存

指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等は、入間市文書取扱規程等を参考に、適正に管理・保存することとします。

また、指定期間終了後に、市の指示に従って文書の引継ぎ等を行うことがあります。

(12) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務の遂行に当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用しないものとします。また、指定期間が終了した後も同様とします。

(13) 指定管理者による施設内の駐車場の利用

指定管理者が施設内の駐車場を利用する場合は、「入間市公共施設内における職員通勤用自動車の駐車に係る目的外使用の実施方針」に基づき対応してください。

(14) 環境への配慮

省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理に努めていただきます。

また、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めるものとします。

※ 管理の基準に関する細目的事項については、協議の上、協定書で定めます。

※ 管理の基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者の指定を取り消す場合があります。

4. 業務内容

(1) 地区体育施設等及びこれらに附属する設備備品（以下「施設等」という。）の使用の許可に関する業務

※このうち、施設等の優先利用を行う団体の登録事務、登録団体間調整事務、登録団体等からの使用許可に伴う審査事務、登録団体への指導に関しては、市から運営委員会へ委託します。

(2) 地区体育施設等の維持管理に関する業務

(3) 地区体育施設等の事業運営に関する業務

(4) 地区体育施設等が所有する備品等の管理・貸出業務

(5) 上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、市が必要と認める業務

※ 施設における事故に備え「施設管理者賠償責任保険等」に加入していただきます。

※ 業務内容に関する詳細については、協議の上、協定書で定めます。

5. 経費等に要する事項

(1) 使用料

地区体育施設等の使用料は、入間市地区体育施設設置及び管理条例第8条の規定により無料であり、使用料の設定はできません。

(2) 指定管理に係る指定管理料

市は、地区体育施設等の管理運営に要する経費（前述の4の項目に係る経費）を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料として支払います。

※ 指定管理料の具体的な額や支払方法等は、協議の上、協定書で定めます。

(3) 指定管理料の精算

指定管理料のうち、光熱水費及び修繕費については、各年度の協定書の定めるところにより、実績において残金が生じたときは市に返還するものとします。

(4) 施設の修繕・改修工事

修繕費は年間予算額を定め、管理経費内の施設修繕・改修工事を行う場合、事前に市に連絡の上、執行してください。また、市から修繕・改修工事の実施について協議を行う場合もあります。

(5) 会計の独立

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、指定管理にかかる経費については、団体自身の会計とは別の会計で管理してください。

また、他の公の施設の指定も受ける場合は、他の公の施設とは別の会計で管理する必要があります。

(6) 備品の帰属

備品の購入に関しては事前に市と協議を行い、指定管理料により購入した備品は市に帰属するものとします。現在、市の備品となっているものの買い替えについては、市と協議の上、対応を決定します。

なお、指定管理者が備品を持ち込むことも可能です。

(7) 備品の貸与等

施設等の貸出用備品等については指定管理者に貸与しますが、付属施設の整備に使用する機器は原則として指定管理者が用意するものとします。

なお、指定管理者が持ち込む整備用機器の定期的な点検料や燃料費についても指定管理者の負担とします。

6. 指定管理料

市が支払う指定管理料の上限額（年度額）

令和3年度	45,493,000円	(税込み)
令和4年度	45,493,000円	(税込み)
令和5年度	45,493,000円	(税込み)
令和6年度	45,493,000円	(税込み)
令和7年度	45,493,000円	(税込み)
合計	227,465,000円	(税込み)

7. 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を予定しています。

ただし、管理をすることが適当でないとき、入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第11条第1項の規定により、指定を取り消すことがあります。

8. 指定管理者と市との業務役割分担

指定管理者と市との役割分担は、原則として次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合又は定めのない事項については、指定管理者と市が協議して定めることとします。

項 目	指定管理者	入間市
①施設等（建物、浄化槽設備、整備用機器、備品等）の保守点検	○	
②施設の維持管理（植栽管理、整備・清掃等含む）	○	
③安全衛生管理	○	
④個人情報漏えい等による利用者等に対する対応	○	
⑤事故、火災による施設損傷	△1	○
⑥施設利用者の被災に対する責任	△2	○
⑦施設の火災共済保険の加入		○
⑧賠償責任（指定管理者に管理瑕疵がある場合）	○	
⑨包括的な責任		○

△1 自己の責めに帰すべき事由による場合

△2 現場での対応による

9. 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに市に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。
この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、市は指定管理者の指定を取り消すことができます。その場合は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の運営管理業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとします。
- (3) 指定管理者が市の指示に従わないときや、指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど、指定管理業務の継続が困難と認められる場合は、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。その場合は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の運営管理業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとします。
- (4) (2) 又は (3) により指定管理者の指定を取り消されたことにより、市に対して指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、賠償の責めを負うこととなります。
- (5) 市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、指定管理業務の継続の可否について誠意をもって協議することとします。

10. 特記事項

指定期間中において、大規模修繕、その他の理由により、維持管理運営業務等を一定期間休止する場合には、指定管理業務及び基本協定書等の内容について、指定管理者と協議の上、変更することがあります。

今期においては、令和3年度以降、順次実施を予定している地区体育館の改修工事に伴う休所について、指定管理者と協議の上、業務内容や指定管理料等が変更する場合があります。

11. 申請の資格

- (1) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人等であること。
- (2) 法人等であっても、次のいずれかに該当する場合は、申請を行うことができません。
 - ① 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準じるべき者、支配人又は清算人である団体
 - ② 本市の市長、副市長又は教育長が、役員等である団体
 - ③ 本市の教育委員会の委員が、役員等である団体
- ※ ①～③は、市が資本金その他これに準じるものの2分の1以上を出資している団体、市からの財政支出を受けている団体その他の公共的団体であって、当該団体が指定管理者となることについて相当の理由がある場合には、適用しない。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限される団体
- ⑤ 条例第11条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していない団体
- ⑥ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税又は労働保険料及び社会保険料を滞納している団体
- ⑦ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中である団体
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体
- ⑨ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取り消しを受けた団体
- ⑩ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない団体

【共同事業体で申込み場合】

- ① 複数の法人等が共同事業体を構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるものとする。
- ② 同時に複数の共同事業体の構成団体となることはできない。
- ③ 単独で応募した法人等は、共同事業体で応募する場合の構成団体となることはできない。

- ④ 代表となる法人等及び共同事業体を構成する法人等の変更は原則として認めない。ただし、共同事業体を構成する法人等については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合に限り変更を認めることがある。

12. 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出期間内に市に提出してください。

なお、市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
 - ② 申請の資格（2）の①～⑩の資格要件を満たしている旨の誓約書（様式第2号）
 - ③ 団体の概要調書（様式第3号）
 - ④ 法人等の定款又は寄付行為若しくはこれに準ずる書類
 - ⑤ 法人の登記事項証明書
 - ⑥ 法人の予算書及び決算書等
 - (ア) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (イ) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書及び収支決算書
 - (ウ) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録
- ※任意団体にあつてはこれらに類する書類
- ⑦ 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (ア) 法人等の組織図や業務体制等がわかるもの
 - (イ) 就業規則又はこれらに準ずる書類
 - (ウ) 賃金規定や賃金台帳等賃金体系がわかるもの
 - ⑧ 納税証明（課税されている団体のみ）
 - (ア) 直近年度分の市税の納税証明書の写し（滞納額がないことの証明）
 - (イ) 直近年度分の税務署発行の税証明書様式「その3の3」
(法人税・消費税・地方消費税の未納額がないことの証明)
 - ⑨ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
 - ⑩ 健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
 - ⑪ 厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は厚生年金基金発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

※加入の必要がないため、⑨・⑩・⑪のいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」

(様式第4号)を提出してください。

⑫ 役員の名簿及び履歴を記載した書類(様式第5号)

⑬ 地区体育施設等の管理運営に係る事業計画書(様式第6号)

以下の項目について、地区体育施設等の設置目的を効果的に達成し、しかも、効率的に運営できることがわかる内容として提案してください。

(ア) 基本事項

対象施設の管理運営に取り組むに当たっての考え、基本方針、コンセプト(より良いサービスの提供、効果的かつ効率的な運営方針等)、利用者への平等利用の確保について、記述してください。

(イ) 関係法令等を遵守した適切な管理運営の確保

個人情報等の取扱いや情報管理体制、関係法令の遵守について、基本的な考えや具体的な取組について、提案してください。

(ウ) 業務の実施内容と方法

経費削減に向けた考え方、利用者サービスの向上(利用者や近隣住民等からの苦情対応を含む)、職員研修及び育成、事業の内容について提案してください。

(エ) 施設の維持管理

利用者が快適に、また安全に利用いただけるよう、施設の管理基準や体制について提案してください。

(オ) 地域との連携、協働

地区体育施設等を拠点として、地区住民の生涯スポーツを推進するためには、地区運営委員会や公民館、地区包括支援センター、保育所、小中学校等との連携や協働を行い、地区の課題やニーズを把握することが重要です。地区の団体や機関等との連携、協働による運営の考え方や具体的な取組について提案してください。

また、地区住民との協働による運営を促進するため、住民の運営への参画や地区の人材活用の方策についても提案ください。

(カ) 広報

地区住民のスポーツへの関心や意欲を高めるための施設の広報活動、利用者数及び事業参加者数の増加の方策について提案してください。

(キ) 指定管理業務を安定して行う能力

収支計画、申請団体の経営状況、職員配置、事業実績、労働条件など提案してください。

(ク) 緊急時の対応

地区体育施設等は多くの地区住民が活動する場であり、災害時には避難所に指定されています。事故や災害、その他緊急時の対応などについて、十分に対応できる体制が必要です。安全対策や危機管理の基本的な方針について提案してください。

(ケ) 環境に配慮した取り組み

地区体育施設等の管理運営に当たっては、省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制、リサイクルの推進等に努める必要があります。それらの取組みを進めるに当たっての基本的方針や体制整備について提案してください。

(コ) 自由提案について

上記以外で、地区体育施設等の設置目的を効率的、効果的に達成する方法等がありましたら積極的に提案してください。

⑭ 事業計画書概要

事業計画書（様式第6号）の項目毎に、事業計画の概要について700文字以内で別途資料を作成し提出をお願いいたします。図や画像は使用しないでください。

⑮ 配置職員の経歴について

指定管理のために配置予定職員の経歴書（様式第7号）の提出をお願いいたします。

⑯ 管理運営に関する収支計画書

指定管理運営に関しての収支のわかる書類の提出をお願いいたします（様式第8号）。

(2) 提出部数

- ① 正本1部及び副本8部（原則A4縦型でファイルに綴じ、提出書類の番号順に並べて提出してください。）
- ② 指定管理者指定申請にかかる様式第1号～第8号及び事業計画書概要（12. 提出書類⑭）については、別途データでの提出をお願いします（CD-R1枚）。

1.3. 指定管理者の公募手続き

(1) 公募スケジュール

募集要項等の配付	7月17日（金）から8月21日（金）
現地説明会	7月30日（木）
公募に関する質問受付	7月28日（火）から8月7日（金）
公募に関する質問回答	随時ホームページにて
応募書類の受付期間	8月24日（月）から9月4日（金）
プレゼンテーション	9月下旬頃
選定結果の通知	10月下旬頃
指定管理者の指定	1月初旬（予定）
協定締結	～3月中旬

(2) 募集要項の配布

募集要項は令和2年7月17日(金)から8月21日(金)までの月曜日から金曜日(閉庁日を除く)の間で配布します。

※ 市公式ホームページからダウンロードが可能です。郵送での配布は行いません。

- ① 配布場所： 入間市健康推進部スポーツ推進課
入間市豊岡一丁目16番1号 本庁舎B棟4階
- ② 配布時間： 午前9時から午後5時まで

(3) 現地説明会の開催

体育施設の現地説明会を下記のとおり開催いたします。

- ① 日 時 令和2年7月30日(木) 午前8時50分から午後5時まで
- ② 集合場所 市民体育館玄関前 午前8時50分
- ③ 説明場所 市民体育館 午前9時～午前9時15分
藤沢地区体育館 午前9時25分～午前10時25分
宮寺地区体育館 午前10時45分～午前11時45分
東金子地区体育館 午後1時15分～午後2時15分
西武地区体育館 午後2時40分～午後3時40分
黒須地区体育館 午後4時～午後5時
- ④ 参加者数 1団体2名以内

※車での移動となります。車は各団体で用意してください。

※申請団体は、別紙1の「現地説明会参加申込書」を7月28日(火)午後5時までに電子メール(ir373000@city.iruma.lg.jp)にて提出し、必ず出席してください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、説明会にはマスクを持参してください。また、参加者同士の距離を開けての説明となりますので、ご了承ください。

※上記日程で都合が悪い場合は、スポーツ推進課までご連絡ください。

(4) 質問票の受付

募集要項等に関する質問は、下記により提出してください。

なお、質問に対する回答は、随時、入間市公式ホームページに掲載します。

- ① 質問票受付期間 令和2年7月28日(火)午前8時30分から8月7日(金)午後5時まで
- ② 質問票提出方法 別紙2の「質問票」を電子メール(ir373000@city.iruma.lg.jp)で、入間市役所健康推進部スポーツ推進課に提出してください。

(5) 指定管理者指定申請書の受付

申請書類は以下のとおり受け付けします（郵送可）。

- ① 受付期間 令和2年8月24日（月）から9月4日（金）まで
※郵送の場合は9月4日（金）必着で提出をお願いします。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ③ 受付場所 入間市役所健康推進部スポーツ推進課
入間市豊岡一丁目16番1号 本庁舎B棟4階
月曜日から金曜日（祝祭日を除く平日）

(6) 留意事項

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ② 申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。
- ③ 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- ④ 市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。
- ⑤ 応募の際、提出した関係書類はすべて行政文書となることから、入間市情報公開条例及び同施行規則に基づいた取り扱いとします。また、原則としてすべて指定議案の添付資料として議会に提出します。なお、選外となった団体の提出した応募書類については、応募団体名等を伏せた状態で、指定議案の添付資料として議会に提出します。
- ⑥ 会社等の法人にかかる市民税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、入間市市民税課又は資産税課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。
- ⑦ 応募者は、申請書等の提出をもって、この募集要項、仕様書等の記載内容を承諾したものとみなします。
- ⑧ 事業計画の内容が、新たな費用の発生を伴うものであるときは、その費用は、原則、提案者の負担とします。また、条例改正を伴う提案内容は、原則として採用することはできません。
- ⑨ 提出書類等の返却は行いません。
- ⑩ 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当したときは、その指定を取り消し、協定を締結しない場合があります。
(ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
(イ) 著しく社会的信用を損なう事由により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ⑪ 申請書提出後は、軽微な変更を除き、提出書類の記入内容の変更をすることはできません。
- ⑫ 入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定による欠格事由の確認等のため、法人等の主要構成員（取締役、理事等）に係る住民票の写し又は住民

票記載事項証明書の提出を求める場合があります。

14. 選定方法

(1) 指定管理者候補の選定

指定管理者候補の選定に当たっては、入間市指定管理者候補選定委員会において、提出された申請書により審査（書類審査、資格審査など）を行い、(3)の「審査基準」に最も適合する応募者を指定管理者候補とします。なお、選定委員会の会議は非公開とします。

(2) 審査方法

選定委員会において、施設を管理運営する能力、サービス向上、経費の削減等を書類審査、プレゼンテーション及び質疑を行って総合的に評価して選考します。

プレゼンテーションの日程等は、申請書受付締切後に応募者に通知します。

(3) 審査基準

- ① 利用者の平等な利用を確保することができ、サービスの向上が図られるものであること。
- ② 関係する法令を遵守し、適正に対象施設の管理運営ができること。
- ③ 対象施設の設置目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ④ 指定管理業務を安定的に行う経営基盤を有していること。
- ⑤ 対象施設の業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取り扱いを確保することができること。
- ⑥ 経費の削減・適正化に向けた具体的な提案がされていること。
- ⑦ 施設の性格を踏まえながら、多様化する市民ニーズに対応できる組織体制の強化がされていること。
- ⑧ 自立に向けた体制づくりを目指していること。
- ⑨ 応募者が1者のみの場合でも、最低基準点に満たない場合には選定されず、再度公募を行う。

(4) 審査のポイント

- ① 応募資格に適合しているか。
- ② 施設の設置目的や公の施設としての役割・基本方針に関する考え方を理解しているか。
- ③ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- ④ 利用者の平等利用確保への配慮がされているか。
- ⑤ 効果的かつ効率的な管理が実施できるか。
- ⑥ 関係法令等が遵守されているか。
- ⑦ 個人情報保護のための適切な措置は取られているか。
- ⑧ 業務を行うための経費の積算が妥当であるかどうか。

- ⑨ 指定管理料削減の工夫がされているか。
- ⑩ 利用者の立場にたった質の高いサービスが提供されるか。
- ⑪ 事業計画について、費用対効果が高く、また「入間市スポーツ推進計画」*の視点に立った具体性、独創性及び実現可能性がある提案がされているか。
※「入間市スポーツ推進計画」では基本施策の一つとして、「生涯スポーツの推進」を掲げ、「総合型地域スポーツクラブの育成及びレクリエーション団体の支援」「子どもの体力向上及び運動習慣の定着」「健康・体力づくりの推進」「競技スポーツ団体等の支援」「障がい者スポーツの推進」の項目について、市民や関係機関と連携・協働しながら推進することを明記しています。
- ⑫ 地区運営委員会や公民館、学校、関係機関等と連携・協働した運営や事業が行われているか。
- ⑬ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ⑭ 職員の指導、研修体制は十分か。
- ⑮ 専門的な知識・技能を持った職員配置がなされているか。
- ⑯ 体育施設等の管理運営業務実績があるか。
- ⑰ 緊急時の対応等危機管理体制が講じられているか。
- ⑱ 環境に配慮した運営方法となっているか。
- ⑲ その他、効果的な管理運営を行う計画があるか。

入間市地区体育施設等指定管理者候補選定審査項目一覧

入間市指定管理者候補選定委員会において、応募者から提出された応募書類について、下記の項目に基づき総合的に審査を行います。

審査項目	配 点
<p>1 基本事項</p> <p>① 基本方針、基本コンセプトの理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区体育施設等を管理運営する上での基本的な考え ・提案内容の積極性、取組み姿勢、意欲 <p>② 利用者の平等利用の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対して公平・平等な対応の確保 	<p>1 5</p> <p>1 5</p>
<p>2 関係法令等を遵守した適切な管理運営の確保</p> <p>① 「個人情報」と「業務上知り得た秘密」の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守の徹底 ・個人情報保護等の情報管理体制 ・ルールやマニュアルの整備 ・漏えいした場合の対応等、具体的な考え <p>② 行政手続き条例等関係法令の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令への対応等、具体的な考え <p>③ 情報公開についての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透明性のある体制 	<p>5</p> <p>5</p> <p>5</p>
<p>3 業務の実施内容と方法</p> <p>① 管理に関する経費の削減に向けた考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託に対する考え ・経費が最小限になる工夫 <p>② 利用者サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上に関する取組み ・利用者アンケート等の実施と対応 ・利用者の利便性への配慮 ・苦情や意見、要望の受付と対応 ・職員の接遇 ・利用者の立場にたった質の高いサービスの提供 <p>③ 事業の内容や収支計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的や入間市スポーツ推進計画に沿った事業展開 ・地区の様々な世代をスポーツ活動につなげる魅力的な事業企画 	<p>2 0</p> <p>2 0</p> <p>2 0</p>
<p>4 施設の維持管理</p> <p>① 施設の管理基準及び管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全な維持管理体制の提案 ・施設・設備の修繕を要する箇所への適切な対応 	<p>2 5</p>

<p>5 地域との連携・協働</p> <p>①地区運営委員会や関係団体等との連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区運営委員会や公民館、学校等との協働や連携に対する考えと具体的な取組み ・地区住民が事業や運営に参画できる方策 ・地域の人材や団体の発掘及び活用（講師等） 	25
<p>6 広報</p> <p>① 広報・誘客事業の内容と、その取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区住民のスポーツへの関心や意欲を高める効果的な広報や取組みの検討 ・利用者数及び事業参加者数増加につながる取組みの検討 	20
<p>7 指定管理業務を安定して行う能力について</p> <p>① 収支計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確かつ妥当な経費の算出根拠 ・経費削減に向けた提案 <p>② 申請団体の経営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した経営状況 ・適切な財務諸表等の作成 <p>③ 職員配置の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務を行いうる十分な組織規模 ・人員配置やシフトの妥当性 ・職員の経験、専門的資格、技術を有する者の配置 ・職員に対する研修、育成の実施、研修に参加しやすい環境等 <p>④ 雇用及び労働条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働諸法の遵守 ・従業員の労働条件（労働時間、賃金、健康管理） ・障害者や高齢者の雇用、住民の雇用への配慮 <p>⑤ 事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育施設管理等、同様の運営実績 <p>⑥ 市との連絡調整に関する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市との定期的な報告事項や方法、頻度、内容等 ・セルフモニタリングの方法、頻度、内容等 ・PDCAマネジメントサイクル等の改善点 	<p>15</p> <p>15</p> <p>15</p> <p>15</p> <p>20</p> <p>15</p>
<p>8 緊急時の対応</p> <p>①事故や災害等への対応及び体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯防災への対応 ・事故の未然の防止策 ・事故発生時の対応 ・緊急時の体制 	20

9 その他	
① 環境に配慮した取組み ・入間市の環境マネジメントシステム（EMS）に沿って、入間市環境方針、入間市環境マニュアルに準じた取組みの有無、内容 （省エネルギー対策の推進、グリーン購入の推進、ごみ減量、再資源化、環境法令の遵守等）	10
合計点数（最低基準点 210点）	300点

15. 選定結果及び指定の通知等

(1) 選定結果の通知

選定結果は、指定管理者候補として選定された応募者に速やかに通知します。

(2) 指定管理者の指定

入間市指定管理者候補選定委員会にて対象施設の指定管理者の候補者を地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を市議会に上程し、議決後に、市長が指定します。なお、指定後速やかに告示を行います。また、市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

16. 協定の締結

市議会の議決後に市と指定管理者は、次の内容について協議を行い、協定書を締結します。

[協定の内容]

- ア 管理業務の範囲と具体的内容
- イ 指定期間に関する事項
- ウ 指定管理料に関する事項
- エ 使用料等に関する事項
- オ 市と指定管理者との業務分担に関する事項
- カ 事業計画及び事業報告に関する事項
- キ 指定期間満了後の原状回復及び引継ぎに関する事項
- ク 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ 労働者の安全確保に関する事項
- コ 災害時の協力に関する事項
- サ 緊急時の対応に関する事項
- シ モニタリングの実施に関する事項
- ス 本市と指定管理者とのリスク分担に関する事項
- セ 管理運営業務に伴い保有する個人情報の保護に関する事項
- ソ 管理運営業務に伴い保有する情報の公開に関する事項

- タ 労働法令の遵守に関する事項
- チ 災害時の協力に関する事項
- ツ その他市長が別に定める事項

指定期間における基本的、包括的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごと（4月1日から翌年3月31日まで）の実施事項を定めた「年度協定」を締結します。「年度協定」は、年度ごとに協議の上、更新します。なお、令和3年3月31日以前に業務引継ぎに要した費用は、全て指定管理者として選定された団体の負担とします。

その他、指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ② 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ③ 指定管理者の議決について、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合において、地区体育施設等に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償いたしません。

17. 保険への加入

(1) 施設管理者損害賠償保険

管理運営上の瑕疵により、利用者等の第三者に対して損害賠償の義務が生じた場合、指定管理者がその賠償を負うこととなります。また、指定管理者は、損害賠償の履行を確保するため、可能な限り市が加入していた施設管理者賠償責任保険と同じ内容の保険に加入していただきます。また、指定管理特約事項等の付加された損害賠償保険に加入いただき、市を追加被保険者とする事項も含めてください。

[損害賠償保険金限度額]

対人賠償	1名につき	3億円（1事故について5億円）
対物賠償	1事故につき	2億円

(2) スポーツ災害補償保険

地区体育施設等において、その施設の利用者がアマチュアスポーツの練習、競技若しくは指導中に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に、施設の瑕疵の有無を問わず、事故時の円満な解決のため、指定管理者は、可能な限り市が加入していたスポーツ災害補償保険と同じ内容の保険に加入していただきます。

[災害補償保険金限度額]

死亡・後遺障害	1名につき	120万円
入院医療補償保険金日額	1名につき	2,500円

18. その他

応募者及びその関係者は、申請書提出後から選考結果が届くまでの間、選定委員会の委員及び市職員、その他関係者に対する接見を禁じます。

ただし、市の指示又は依頼等があった場合には、その限りではありません。

19. 問い合わせ

入間市健康推進部スポーツ推進課 施設管理担当

住 所 〒358-8511 埼玉県入間市豊岡1丁目16番1号

電 話 04-2964-1111 (内線4212)

F A X 04-2965-0232

電子メール ir373000@city.iruma.lg.jp